

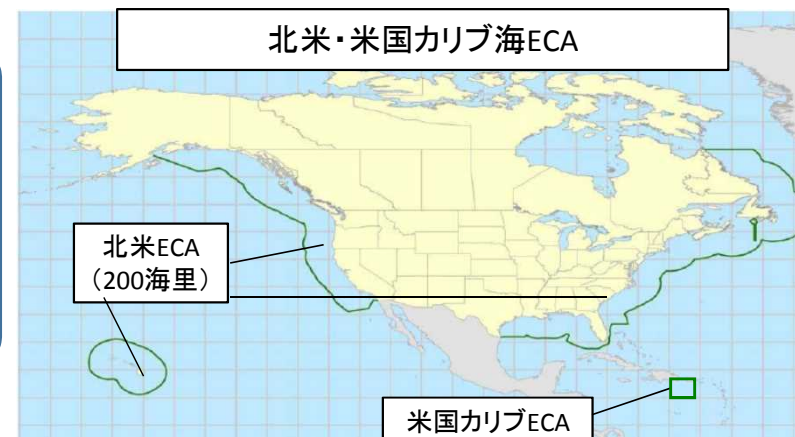
## MARPOL条約改正に伴う船員法施行規則の一部改正について

## 経緯

- 船員法施行規則第11条第2項においては、航海中の操練や機器の点検・操作を行う場合等、航海日誌に概要の記載を行う場合について定めている。
- 船舶に由来する大気汚染の防止のため、IMOにおいてMARPOL条約が数次にわたり改正され、これを受けて国内法においても海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の改正により排出規制海域(ECA)の設定等を行ってきたところ。
- 今般、同条約により、平成28年1月1日以降に建造に着手した船舶であって、窒素酸化物の排出量が一定の基準を超える原動機を設置したもの等については、平成29年9月1日以降、
  - ①北米沿岸・カリブ海等のECAを出入するとき、
  - ②ECA内において原動機の始動・停止を行うときは、  
**航海日誌に記載しなければならないこととされた。**

## 船員法施行規則の改正内容

上記MARPOL条約改正を受け、船員法施行規則第11条第2項に「対象船舶がECAを出入するとき及びECA内において原動機を始動・停止するとき」という規定を追加することとする。



施行予定: 9月1日